

## 役員等の報酬並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人松風会（以下「本法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員、評議員選任解任委員及び第三者委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法(昭和26年法律第45号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任解任委員及び第三者委員を併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する費用として、旅費（宿泊費、日当、食事代を含む。）及び手数料等の経費をいう。また、報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (6) 委員会とは、理事会、評議員会、評議員選任解任委員会及び第三者委員会をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 本法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員等には、(別表1)役員等俸給表に基づき役員報酬を、委員会に出席したとき、もしくは同日にあわせて本法人の業務を行った場合に支給することができる。
- 3 役員等には、(別表2)役員等俸給表に基づき業務報酬を、委員会開催日以外の日において、本法人及び施設の運営のための業務にあたった場合に支給することができる。
- 4 役員等の退職慰労金及び賞与は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 本法人の役員等の報酬額は、(別表1、2)役員等俸給表に記載する金額が妥当かどうか、理事会が評議員会の承認を得て、決めるものとする。

### (報酬等の支給)

第5条 報酬等は、公務のため出務した別表1、2に記載されている日数に応じてその都度指定口座又は必要に応じて現金にて支給する。

### (費用弁償)

第6条 本法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。なお、必要により実費を支給することができる。

- 2 役員等が公務のため出張したときは、その出張についての費用弁償を支給することができる。
- 3 前各項の規定により支給する旅費の額は、(別表3)費用弁償のとおりとする。

(適用除外)

第7条 この規定の報酬等又は費用弁償は、法人等の規定により給料、旅費等を受ける者には、重複して支給しない。

2 この規定の報酬等を受ける者には、費用弁償は支給しない。

(公表)

第8条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条第1項第3号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年12月1日より適用する

この規程は、平成28年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年7月1日より適用する。

(別表1) 役員等俸給表(単位:円)

名称	出席報酬	同日の職務執行の場合
役員等	10,000円	15,000円

(別表2) 役員等俸給表(単位:円)

名称	業務執行報酬 半日	業務執行報酬 一日
役員等	5,000円	10,000円

(別表3) 費用弁償(単位:円)

旅費	宿泊費	日当	食事代、手数料
鉄道、船舶・航空機 実費 車賃(1kmあたり) 38円	実費	15,000円	実費